

国立歴史民俗博物館学術研究成果物等の電子化及び情報発信等運用指針

平成27年7月28日
研究推進センター承認
広報連携センター承認

(趣旨)

1. この運用指針は、国立歴史民俗博物館（以下「博物館」という。）が、研究・教育活動の発展に寄与するとともに、情報公開の推進と学術研究の振興に貢献することを目的として、博物館の学術研究成果物等を収集し、機関リポジトリに電子的な形態で収録と蓄積及び恒久的に保存することを推進し、ネットワークを通じて成果を博物館内外へ発信することに関し必要な事項を定めるものである。

(範囲)

2. 電子化及び発信等のために収録・蓄積・保存（以下「収録等」という。）する学術研究成果物等は、次の各号に掲げるものとする。
 - (1) 博物館の出版物のうち次に掲げるもの。ただし、各出版物における収録等の範囲は、所轄するセンターがこれを定める。
 - ①国立歴史民俗博物館研究報告
 - ②年報
 - ③総合誌「歴博」
 - (2) その他研究推進センターもしくは広報連携センターが適当と認めたもの。

(著作権)

3. 当該学術研究成果物等の著作権は、収録等の後も著作権者が保持する。

(利用)

4. 博物館は、収集した学術研究成果物等を以下のとおり利用する。
 - (1) 当該学術研究成果物等を収録し、博物館が指定するサーバーに蓄積・保存する。
 - (2) 6及び8に掲げる事項に該当するものを除き、ネットワークを通じて当該学術研究成果物等の複製物を不特定多数に対し無償で公開する。
 - (3) 当該学術研究成果物等の保存及び適切な表現での継続的利用を維持するために技術的に必要な複製、媒体変換、省略又は他の代替物に置換する場合がある。

(利用許諾)

5. 博物館は、学術研究成果物等の電子化及び発信等に際して、適切な方法で著作権者より利用許諾を得るよう努めるものとする。
 - (1) 博物館は、学術研究成果物等の収録等を行う際には、著作権者に対して事前に本運用指針を告知するものとする。
 - (2) 2の(1)に掲げられた博物館の出版物においては、「著作物利用許諾書」（博物館指定様式1）により著作権者の利用許諾を得るものとする。ただし、著作権者がある著作時に寄稿要項等によってあらかじめ学術研究成果物等の電子化及び公開を通知している場合については、すでに利用を許諾しているものとみなす。

(公開の制限)

6. 著作権者は、ネットワークによる公開が適当でない、あるいは著作権者が許諾の判断ができないもの(文言、図表、写真等)は、制限することができる。その場合は、「著作物における削除箇所の指定」(博物館指定様式2)を提出することにより、学術研究成果物等の公開を制限することができる。
7. 博物館は、6に掲げる手続きによる著作権者からの削除・非公開の申請に対し、当該著作物が収録された出版物を所轄するセンターが、5に掲げる趣意に照らして非削除・公開が適当と判断した場合は、著作権者との交渉のうえ権利処理の代行等公開に必要な処置をとることができる。

(削除等)

8. 博物館は、公開した学術研究成果物等が次の各号のいずれかに該当する場合は、その一部又は全部を削除又は非公開とする。
 - (1) 6に掲げる手続きにより著作権者から削除・非公開の申請があった場合。
 - (2) 他者に帰属する著作権等を侵害あるいは社会的にみて著しく不適切な内容を含むと研究推進センターもしくは広報連携センターが判断した場合。

(免責事項)

9. 当該学術研究成果物等の内容に関する責任は、著作権者がすべて負うものとする。
10. 博物館は、当該学術研究成果物等の収録等や公開あるいはその利用に際して生じた損害について、その責任を負わない。

(管理・運用)

11. 博物館の学術研究成果物等の電子化及び発信に係る業務分担は、次のとおりとする。
 - (1) 学術研究成果物等の電子化及び発信に係る業務の統括として統括責任者を置き、研究推進センター長をもって充てる。
 - (2) 学術研究成果物等の利用許諾に係る業務は、次のとおりとする。
 - ① 2 (1) ①の出版物…編集・リポジトリ室及び研究協力課研究教育係
 - ② 2 (1) ②の出版物…広報サービス室広報・普及係
 - ③ 2 (1) ③の出版物…広報サービス室広報・普及係
 - (3) 電子化した学術研究成果物等の収録等業務支援等に関する業務は、研究協力課において対応する。

(その他)

12. この運用指針に定めるもののほか、必要な事項は、研究推進センターと広報連携センターとの合議によって定めるものとする。

附 則

この指針は、平成27年7月28日から実施する。